

生徒指導規程

福山市立芦田中学校

2025年（令和7年）4月1日 改訂

第1章 総則

（目的）

第1条

- この規程は、本校の教育目標を達成させるためのものである。そのため、生徒が基本的な生活習慣・マナーを身に付け、主体的に諸活動に参加できるという観点から必要な事項を定めたものである。

第2章 学校生活に関すること

（服装）

第2条

- 学校が定める制服を正しく着用すること。

新制服への完全移行まで、次のような移行措置とする。

移行期間・・・2028年（令和10年）3月31日まで

完全移行・・・2028年（令和10年）4月1日から、新制服を全員が着用するものとする。

移行措置・・・移行期間の間、（１）（２）については、旧制服、新制服どちらを着用してもよいものとする。ただし、旧制服と新制服をミックスして着用してはいけない。
なお、（３）～（７）については、規定どおりとする。

【旧制服】

（１）冬服

- 男子 ・黒の標準学生服とする。
・制服の下は、白いカットシャツとする。
・ズボンは、ストレートの標準ズボンとする。
- 女子 ・紺のイートン型ダブルの規定服とし、パーティ（本校で販売のもの）を着用する。
・規定服の下は、白のブラウスとする。
・スカートは、プリーツスカート（プリーツは24本）で、丈は膝下の長さとする。
・ズボンは、紺のストレートとする。

（２）夏服

- 男子 ・白のカットシャツとする。
- 女子 ・白のブラウスとし、パーティはなし。ただし、ベストを着用する場合は、パーティを着用する。

【新制服】 ※制服についての表記は、「制服注文書」の表記に準ずる。

（１）制服については、男子・女子とも次のようにする。

- 指定のブレザー、スラックス、通年スカートを着用する。
※Ⅰ型・・・男子体型用、Ⅱ型・・・女子体型用
- 指定推奨品のネクタイ・リボンを着用してもよい。
- 制服の下は、指定の白色又は紺色の長袖ニットシャツ・半袖ニットシャツを着用する。

（２）指定推奨品の紺色又はグレーのベスト・セーターを着用してもよい。

（３）名札

- 指定の名札を左胸に付ける。

（４）靴

- 白運動靴とする。

（５）上履き

- 規定の上履きとする。

（６）靴下について

- くるぶしが常に隠れる長さとする。
- 色は白・黒・紺で単色とし、ワンポイントは可とする。
- ただし、式典のときは白とする。

（７）その他

- 冬服着用期間のみ、制服の下にセーターなど（派手でないもの）の着用をしてもよいが、制服から出ないようにする。 ※この項目は、旧制服に適用する。
- 冬服着用期間のみ、ウインドブレーカー（学校指定のもの）手袋、マフラーを着用してもよいが、校舎内、授業中は着用しない。
（ただし、厳冬期の部活動や体育の授業などで許可をすることはある。）
- この期間を目安に体操服も「冬用」「夏用」を衣替えするものとする。ただし、体育大会など行事においてはその都度判断する。
冬用・・・長袖、長ズボン体操服
夏用・・・半袖、ハーフパンツ

（頭髪）

第3条

- 頭髪は、変形・変色させない。
・変形とは、パーマ・そり込み・左右非対称カット・一部を極端に伸ばすか切る・不自然に立てるなど、不自然なカットのことをいう。
・変色とは、脱色・染色のことをいう。
・整髪料は使用しない。
・髪の長い生徒は両肩をつないだラインを越えた場合、黒・紺・茶色のゴムでくくる。
- 違反があった場合は特別な指導を行う。

（その他）

第4条

- 次のことを禁止する。
 - ピアスなどの装飾品を付けること。
 - 化粧をすること。
- 違反があった場合は特別な指導を行う。

（欠席・遅刻・早退）

第5条

- 正当な理由のない遅刻、欠席をしない。
 - 遅刻とは、8：30のチャイムが鳴った時点で着席していない場合とする。
 - 欠席・遅刻・早退・忌引きなどは、事前に保護者より担任に連絡してもらう。
- 正当な理由のない遅刻をした場合は、保護者に連絡し、協力をお願いする。

（持ち物）

第6条

- 持ち物には名前を書くこと。
 - 通学カバンには、学校指定の名札（学年ごとに色を変えたもの）を付ける。
- 学習に必要なもの（菓子・雑誌・ゲーム類・携帯電話・携帯プレイヤー・刃物などの機器、化粧品など）は持ってこないこと。
- 学習に必要なものを持ち込んだ場合は、学校が保管し、保護者に返す。

（通学について）

第7条

- 自転車通学は次のルールを守ることができる生徒に限り認める。

- (1)ヘルメットを正しく着用する。(あごひもを止める)
※登下校のときだけでなく、日常生活で自転車に乗るときも着用する。
 - (2)二人乗りをしない。
 - (3)一列で走行する。
 - (4)雨天時は、レインコートを着用する。
 - (5)自転車許可書(ラベル)を自転車に貼る。
- 2 以上の違反を3回した生徒については、1週間の自転車通学停止とする。停止を受けても違反が続く場合は、自転車通学の停止とする。

第8条

- 1 徒歩通学者は、交通ルールを守り、2列以内で通学すること。

(下校時刻)

第9条

- 1 部活動の活動時間及び下校時刻は次のとおりとする。
・部活動終了16:50、完全下校17:00。※時間厳守
- 2 正当な理由がなく、違反があった場合は特別な指導を行う。

(部活動)

第10条

- 1 部活動はいずれか一つを決め、全員入部すること。
- 2 部活動の決定は、学年のはじめに本人の希望により決定する。ただし、1年生は4月中に仮入部期間を設け、その活動状況を見て判断する。
- 3 部活動は原則3年間続けることとする。ただし転部を希望する場合は、担任、新旧顧問、保護者と相談し、新しく入部する部活動で2週間の仮入部期間を設け、その活動状況を見て判断する。
- 4 早朝練習をする場合は、7:30～8:10の間で、顧問の許可及び計画のもと、顧問立ち合いで実施可能とする。
- 5 部活動が終了したら後片付けをし、下校時間を守ること。

(校内美化)

第11条

- 1 掃除は時間いっぱい責任をもって行うこと。
- 2 校内の美化に心がけること。
- 3 校内の設備や道具を大切に使用し、使用後は必ずもとの位置に返すこと。
- 4 校内のものを誤って壊した場合は、すみやかに申し出ること。

(図書館の利用)

第12条

- 1 図書館では、他人の迷惑にならないようルールを守り、静かに過ごすこと。
- 2 本など図書館内のものはていねいに取り扱い、もとの位置に返すこと。
- 3 本は利用の手続きに従って借り、無断で持ち出さないこと。
- 4 違反があった場合には、特別な指導を行う。

第3章 校外での生活に関すること

(社会生活)

第13条 保護者同伴以外で外出をするときは、必ず家の人に行き先・帰宅の予定時刻を告げておくこと。

第14条 映画・ボーリング・飲食店・カラオケ・ゲームセンターなどは、保護者の許可を得ていること。

第15条 深夜徘徊・外泊は禁止とする。

第16条 災害・事故・不審者遭遇などがあった場合は、速やかに学校に連絡すること。

(その他)

校内からの外出は、原則禁止とする。

第4章 特別な指導に関すること

第17条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- 1 法令・法規に違反する行為(触法行為)
- ① 飲酒、喫煙
 - ② 暴力、威圧、強要行為
 - ③ 建造物・器物破壊
 - ④ 窃盗、万引き
 - ⑤ 性に関すること
 - ⑥ 薬物などの乱用
 - ⑦ 交通違反(無免許運転)
 - ⑧ 刃物(火気)などの所持
 - ⑨ その他
- 2 本校の規程に違反する行為
- ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草などの所持)
 - ② いじめ
 - ③ カンニング
 - ④ 家出及び深夜徘徊
 - ⑤ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑥ 授業妨害
 - ⑦ 他校とのトラブル
 - ⑧ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言など
 - ⑨ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第18条 教育上特別な指導が必要と判断した場合は、保護者の来校を求めるか、家庭訪問を行い、特別な指導に至った経緯や指導方針を説明する。

第19条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- 1 振り返りと反省
- 2 指導と説諭
問題行動の内容や生徒の状況によって行う。
- 3 別室での課題学習、奉仕活動など

第20条 特別な指導の期間は、数時間～数日とするが、生徒の状況によって期間の短縮や延長も考慮する。

第21条 特別な指導終了後、学校長に学校生活の努力目標を約束したうえで、展望をもち、通常の学校生活を再開する。
その後、経過観察を行う。

第5章 いじめに対する指導

第22条

- 1 「いじめはしない、させない、許さない」を徹底する。生徒同士のいかなるトラブルもいじめにつながる危険性があること、さらに「いじめ」は犯罪行為として取り扱われる可能性があるとの厳しい認識をもち、未然防止及び早期解決に向けて保護者と連携して取り組む。
- 2 学期に一度の生徒・保護者アンケートや面談などから生徒のサインを見つけ、指導に役立てる。